

令和5年8月

第8回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年8月10日 午後1時30分

場 所 つくば市役所 消防庁舎3階 多目的ホール

出席委員

1番	柳下 浩一朗	2番	小川 充
3番	染谷 文夫	4番	櫻井 守
5番	雨貝 洋子	6番	白石 悟
7番	對崎 徳男	8番	大野 博司
9番	石島 繁	10番	加園 秀信
11番	吉田 新一	13番	飯岡 勉
14番	本橋 文男	15番	野堀 良夫
16番	飯島 孝一	17番	遠藤 道夫
19番	飯野 和男	20番	市村 元則
21番	蛭原 昇	22番	坂入 誠

欠席委員

12番 青木 道子

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	鳴海 秀秋
農業行政課	課長	天貝 雄一
農業行政課	課長補佐	飯泉 亮成
農業行政課	係長	今野 重彰
農業行政課	係長	廣引 康則
農業行政課	主事	塚原 惇司

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第 1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可について

- | | | |
|------|-------|---------------------------------------|
| 議案第 | 3号 | 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について |
| 議案第 | 4号 | 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について |
| 議案第 | 5号 | 現況証明の発行可否について |
| 議案第 | 6号 | 農地改良協議に対する同意について |
| 議案第 | 7号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第 | 8号 | 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業） |
| 議案第 | 9号 | 令和6年度国・県農業施策に対する意見要望（案）について |
| 日程第3 | 報告第1号 | 農地法第3条の3の規定による届出について |
| | 報告第2号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について |
| | 報告第3号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について |
| | 報告第4号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| | 報告第5号 | 現況証明の専決処理について |
| | 報告第6号 | 農地等の現況に係る照会に対する回答について |
| | 報告第7号 | つくば市農地移動適正化あっせん基準第6の1によるあっせん委員の指名について |
| | 報告第8号 | つくば市農地移動適正化あっせん基準第6の1によるあっせん結果について |

【午後1時30分 開会】

事務局（鳴海事務局長）

本日は、お忙しい中、令和5年つくば市農業委員会第8回総会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、総会を開会したいと思います。開会に当たりまして、飯野会長から御挨拶いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

会 長（飯野 和男）

皆さんこんにちは。大変暑いところ、御苦労様です。

令和5年第8回農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位の御出席を賜り、ありがとうございます。

8月、お盆に台風が来るような予報が出ているようですけれども、稲作、刈取りの真っ盛りのときに台風は来てもらいたくないような感じはしますが、いずれにしても毎日が暑いので、体調に十分気をつけながら頑張ってくださいと思います。

今日は御苦労様です。

事務局（鳴海事務局長）

ありがとうございました。

総会の議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第6条により会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を飯野会長にお願いいたします。

開議の宣告

会 長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和5年第8回総会を開会いたします。

これより議事に入りますが、本日、議席12番青木道子委員より欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

本日の出席委員数は20名で、定足数に達していることから、令和5年第8回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第1 議事録署名委員の選任について

議 長（飯野 和男）

まず、日程第1、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第25条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席10番加園秀信委員、議席11番吉田新一委員にお願いいたします。

また、本日の会議書記は、事務局今野係長にお願いいたします。

日程第2に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第14条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議 長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題としたいと思いますが、提出番号10番については、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号12番と関連する一体の事業であることから、議案第1号の審議から提出番号10番を除いて、議案第4号の審議と併せて議題とすることによろしいでしょうか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号10番を除いて議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主事）

議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、野堀委員、お願いいたします。

野堀良夫委員

去る8月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番、2番については、同一申請人のため一括して説明いたします。

申請人は水稻・芝を作付けしている農家で、申請地には芝を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号1番、2番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、小川委員、お願いいたします。

小川 充委員

去る8月4日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号3番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、耕作利便のため譲り受けるものです。

提出番号4番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号5番については、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号6番については、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号3番から6番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一

層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、茎崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

去る 8 月 8 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 7 番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻・野菜を作付けする予定です。

提出番号 8 番、9 番については、同一申請人のため一括して説明いたします。

申請者は野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 7 番から 9 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、染谷委員、お願いいたします。

染谷文夫委員

去る 8 月 4 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 11 番については、農業を開始するために申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 12 番については、申請に必要な書類が整わないため、継続審議といたしました。

以上のことから、提出番号 12 番については継続審議。提出番号 11 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、櫻井委員、お願いいたします。

櫻井 守委員

去る 8 月 7 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 13 番については、申請者は水稻・芝・ブルーベリーを作付けしている農家で、

申請地にはブルーベリーを作付けする予定です。

提出番号 14 番・15 番については、同一申請人のため一括して説明いたします。

申請人は野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 13 番から 15 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、飯岡委員、お願いいたします。

飯岡 勉委員

去る 8 月 8 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 16 番については、申請者は農業を開始するため申請するもので、申請地にはソバを作付けする予定です。

提出番号 17 番については、イチゴを作付けしている農家で、申請地にはイチゴを作付けする予定です。

提出番号 18 番については、水稻、野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 16 番から 18 番については、農機具等を確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、各地区の調査結果の報告が終わりました。

提出番号12番は継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号12番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、提出番号12番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号12番については、染谷委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 1 号、提出番号12番については、継続審議といたします。

続きまして、提出番号 1 番から 9 番、11番、13番から18番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第 1 号の提出番号 1 番から 9 番、11番、13番から18番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 1 号の提出番号 1 番から 9 番、11番、13番から18番について、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号 1 番から 9 番、11番、13番から18番について、許可することに決定いたします。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第 2 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、豊里地区において調査を実施しておりますので、野堀委員より調査結果の報告をお願いいたします。

野堀良夫委員

去る 8 月 7 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 1 番については、農用地区域内農地です。

申請者は、農業と発電事業を営む個人です。今般、営農型太陽光発電施設の一時転用許

可の期間満了に伴い、再許可の申請をされたものです。下部農地には引き続きサカキを栽培する予定で、一時転用の期間については令和5年8月10日から令和8年8月9日までとなっています。

以上のことから、提出番号1番については、一般基準を満たしており、農用地区域内農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第2号の説明及び報告が終わりました。

続きまして、議案第2号の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第2号に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

議案第2号について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議長（飯野 和男）

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主事）

議案第3号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず最初に、谷田部地区分について、小川委員、お願いいたします。

小川 充委員

去る8月4日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、令和4年8月12日付つくば農委指令第31号をもって仮設事務所用地として農地法第5条の許可を受けましたが、工期の延長により一時転用期間を令和6年1月31日まで延長するため、事業計画変更申請をするものです。

以上のことから、提出番号1番については承認しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、茎崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

去る8月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、令和5年1月16日付つくば農委指令第3号をもって建て売り住宅用地として許可を受けましたが、承継者が自己用住宅を建築すべく、承継を伴う事業計画変更申請をするものです。

以上のことから、提出番号2番については承認しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第3号の説明及び報告が終わりました。

続きまして、議案第3号の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第3号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第3号について、承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

議長（飯野 和男）

次に、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について及び議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号10番を一括して議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第4号及び議案第1号の提出番号10番について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、野堀委員、お願いいたします。

野堀良夫委員

去る8月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は現在婚約中で、結婚を機に新たな生活を開始すべく申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号1番については、一般基準を満たしており、第1種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、小川委員、お願いいたします。

小川 充委員

去る8月4日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号3番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号4番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、借地であり、土地所有者から土地を返却してもらいたいとの申出を受けたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号5番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号6番、7番については、同一申請人のため一括して説明いたします。

申請地の農地区分は、いずれも第2種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。太陽光発電事業用地を探していたところ、適切な土地が見つかったため、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

なお、本申請については、電力の固定価格買取制度を用いず、小売電気事業を営む親会社に発電した電気を売電する計画となっております。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、敷地内を整地し、雨水は敷地内浸透処理とした上で、6番については580Wパネルを123枚、7番については550Wパネルを176枚設置する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号8番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内で整骨院を営む法人です。開業して12年目が経過し、顧客も増え手狭になってきたことから、申請地を借り受け、整骨院用地として申請するものです。

なお、既存の店舗は貸し店舗であり、新たな店舗の開店に合わせ、契約を解約する予定となっております。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号9番については、農地区分は第2種及び第3種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置き、市内でも保育園を営む社会福祉法人です。今般、市内の人口増加に伴い需要が増加しているため、申請地を借り受け、保育園用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資に加え、補助金で賄う計画で、関係法令協議は整っております。

提出番号10番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は市内在住の医師で、妻が院長を務める皮膚科クリニックの近くであることに加え、近くの大学とも連携が図れることから、申請地を借り受け、整形外科クリニック用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号2番から10番については、一般基準に適合の上、第1種農地、第2種農地の例外許可規定及び第2種農地並びに第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

去る8月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号11番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号12番と議案第1号の提出番号10番については、営農型太陽光発電事業に係る一体の事業であることから、一括して説明いたします。

申請地の農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。今般、営農型太陽光発電施設を設置すべく、議案第1号の提出番号10番については、区分地上権を設定するため農地法第3条の申請をするもので、提出番号12番については、発電設備の支柱部分について使用貸借権を設定するため農地法第5条の一時転用申請をするもので、期間は許可日から3年間です。また、下部農地で、県外に本店を置く農地所有適格法人がサカキを栽培する計画となっております。

許可後の利用方法は、275Wパネルを324枚設置し、遮光率は75.83%、最低地上高を2.7m、支柱の間隔を3.5m掛ける3.45m確保する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号13番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、家族も増え手狭となってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号14番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内で不動産業を営む法人です。今般、申請地を取得し、建築条件つき売買予定地として5区画分を販売する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、議案第1号、提出番号10番については、農地法第3条第2項ただし書きの地上権であるため、許可しても差し支えないと思われま。

また、提出番号11番から14番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定並びに第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われま。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、染谷委員、お願いいたします。

染谷文夫委員

去る8月4日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号15番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を養父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号16番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号17番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、独立した生活を送るべく、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号18番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内で不動産業を営む法人です。今般、申請地を取得し、建築条件つき売買地として4区画を販売する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号19番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号20番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号21番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、先般、申請地に隣接する宅地を物置兼家庭菜園用地として利用するために購入しましたが、接道する市道の幅員が狭く、車両の出入りに支障を来していることから、申請地を取得し、進入路用地として利用するために申請するもので、資金については自己資金で賄う予定です。

あわせて、地元の区会で使用している防火水槽とごみ集積所についても、許可を得ないまま使用されていたことから、是正するために申請するものです。

提出番号22番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、独立した生活を送るべく、申請地を父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号23番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号 24 番については、関係法令協議が調わないため、継続審議といたしました。

以上のことから、提出番号 24 番については、継続審議。提出番号 15 番から 23 番については、一般基準を満たしており、第 1 種農地、第 2 種農地の例外許可規定及び第 3 種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、櫻井委員、お願いいたします。

櫻井 守委員

去る 8 月 7 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 25 番については、申請人から事業計画を見直したいとの申出を受けたことにより、必要書類が整わないため継続審議といたしました。

提出番号 26 番については、農地区分は農用地区域内の農地です。

申請者は、市外で土木工事業を営む法人です。今般、申請地から発生する粘質土を採取するため、令和 7 年 3 月 19 日まで一時転用するものです。

許可後の利用方法は、現況地盤高から約 70 cm を掘削し、粘質土を約 40 cm 採取した上で、表土を覆土し、事業完了後は水田として使用する予定です。資金については、自社による施工のため発生せず、関係法令との協議も整っております。

以上のことから、提出番号 25 番は継続審議。提出番号 26 番については、農用地区域内農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、飯岡委員、お願いいたします。

飯岡 勉委員

去る 8 月 8 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 27 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号 28 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号29番については、農地区分は第1種及び第3種と判断いたしました。

申請者は、県内で診療所及び社会福祉施設を営む法人です。今般、申請地の隣接地で事業を行っている障害児支援センターの既存駐車場敷地が狭く、事業運営に支障を来していることから、申請地を取得し、駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理した上で、普通自動車32台分と業務車両2台分の駐車スペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号30番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号31番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号32番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号33番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号27番から33番については、一般基準を満たしており、第1種、第2種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第1号の提出番号10番及び議案第4号の説明及び報告が終わりました。

提出番号24番、25番は、継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号24番、25番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、提出番号24番、25番に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

提出番号24番、25番については、担当委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第4号、提出番号24番、25番については、継続審議といたします。

続きまして、議案第1号の提出番号10番及び議案第4号の提出番号1番から23番、26番から33番について、質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第1号の提出番号10番及び議案第4号の提出番号1番から23番、26番から33番について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号1番から23番、26番から33番及び議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号10番について、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第5号 現況証明の発行可否について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第5号 現況証明の発行可否についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主事）

議案第5号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、谷田部地区において調査を実施しておりますので、小川委員より調査結果の報告をお願いいたします。

小川 充委員

去る 8 月 4 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 1 番については、昭和 63 年頃より宅地の一部として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号 1 番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第 5 号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第 5 号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 5 号について、証明発行可とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 5 号 現況証明の発行可否については、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第 6 号 農地改良協議に対する同意について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 6 号 農地改良協議に対する同意についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第 6 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、筑波地区において調査を行っておりますので、櫻井委員より調査結果の報告をお願いいたします。

櫻井 守委員

去る8月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、耕作利便性の向上を図るべく低地解消をするものです。上横場地内にある山林の土を用いて盛土する計画で、盛土完了後は果樹畑としてブルーベリーを作付けする予定です。

以上のことから、提出番号1番については同意しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第6号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第6号に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

議案第6号について、櫻井委員報告のとおり、同意することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号 農地改良協議に対する同意については、原案のとおり同意することに決定いたします。

議案第7号 農用地利用集積計画の決定について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第7号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主事）

議案書20ページになります。

議案第7号 農用地利用集積計画の決定について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和5年7月19日付で農用地利用集積計画の決定を求められているものです。

提出番号1番、豊里地区で5年間の賃借権を設定するものです。

以降、提出番号8番まで議案書記載のとおりとなり、豊里地区1件、谷田部地区1件、茎崎地区4件、大穂地区2件となります。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、これにて議案第7号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第7号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第7号について、原案のとおり決定いたします。

議案第8号 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

議 長（飯野 和男）

次に、議案第8号 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）を議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案書22ページになります。

議案第8号 農用地利用集積計画の決定、農地中間管理事業について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和5年7月20日付で農用地利用集積計画の決定を求められているものです。

提出番号1番、豊里地区で10年間賃借権を設定するものです。

以降、提出番号26番まで議案書記載のとおりとなり、豊里地区16件、谷田部地区6件、大穂地区1件、筑波地区2件、桜地区1件となります。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、提出番号11番から14番、16番については、議事参与制限案件に該当しますので、これらを除いて審議いたします。

提出番号1番から10番、15番、17番から26番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないようですので、これにて提出番号1番から10番、15番、17番から26番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号1番から10番、15番、17番から26番を、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第8号、提出番号1番から10番、15番、17番から26番について、原案のとおり決定いたします。

続きまして、提出番号11番から14番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、染谷委員、大野委員、遠藤委員、市村委員の退席を求めます。

（染谷文夫委員、大野博司委員、遠藤道夫委員、市村元則委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、提出番号11番から14番について、質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないようですので、これにて提出番号11番から14番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号11番から14番を、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 8 号、提出番号11番から14番について、原案のとおり決定いたします。

染谷委員、大野委員、遠藤委員、市村委員の復席を求めます。

（染谷文夫委員、大野博司委員、遠藤道夫委員、市村元則委員 復席）

議 長（飯野 和男）

続きまして、提出番号16番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、對崎委員の退席を求めます。

（對崎徳男委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、提出番号16番について、質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて提出番号16番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号16番を、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 8 号、提出番号16番について、原案のとおり決定いたします。

對崎委員の復席を求めます。

（對崎徳男委員 復席）

議案第 9 号 令和 6 年度国・県農業施策に対する意見要望（案）について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 9 号 令和 6 年度国・県農業施策に対する意見要望（案）についてを議題

といたします。

本案については、農業政策専門委員会で審議しておりますので、蛭原委員長より報告をお願いいたします。

蛭原 昇委員

農業政策専門委員会において、議案第9号 令和6年度国・県農業施策に対する意見要望（案）についてを御説明いたします。

こちらは、農業委員及び推進委員の皆様に出いただきました意見を基に、農業政策専門委員会において協議を行い、原案として決定いたしました。

意見要望の項目は、農地の保全と有効利用対策、担い手・経営対策、基本農政の確立対策、農業委員会組織対策の4項目となりました。それぞれの項目に対する意見要望事項と理由につきましては、議案書に記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

なお、総会で可決された上は、茨城県農業会議へ提出いたしますので、御審議をよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長（飯野 和男）

ただいま蛭原委員長より報告がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、これにて議案第9号に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

議案第9号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第9号 令和6年度国・県農業施策に対する意見要望（案）については、原案のとおり決定いたします。

議長（飯野 和男）

次に、日程第3、報告第1号から第8号についてですが、内容は議案書30ページから55ページまでに記載のとおりですので、説明は省略いたします。

報告第1号から報告第8号について、質問等ございませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、報告第 1 号から報告第 8 号について終了いたします。

閉会の宣告

議 長（飯野 和男）

以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和 5 年第 8 回総会を閉会いたします。

【午後 2 時35分 閉会】

議 長

農業委員会委員

農業委員会委員